

平成26年度第4回伊賀地域高等学校活性化推進協議会議事録

開催日時 : 平成27年2月25日(火) 19:00~20:50
会場 : 県伊賀庁舎7階大会議室
出席 : 委員 杉浦礼子、谷垣幸次郎、廣澤浩一、中谷幸雄、久保田真司、
今井康之、高嶋益美、下猶茂樹、上島和久、南出雅巳、
西山嘉一、辻正幸、加藤幸弘、杉生彰(14名)
事務局 教育改革推進監 宮路正弘、高校教育課長 長谷川敦子
特別支援教育課長 東直也、教育改革班長 辻成尚
教育総務課教育改革班 上村和弘、伊藤陽子、宇陀和彦
欠席委員 : 櫻井勝一、松山修吾、森中明由美、野口俊史、谷野善憲(5名)

事務局

定刻となりました。皆様方におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。ただ今から、「平成26年度第4回伊賀地域高等学校活性化推進協議会」を始めさせていただきます。

まず、本日の配付資料を確認させていただきます。1点目は、事項書が表紙の綴じたものが1冊です。事項書を1枚めくっていただいた資料1からのページ数は、最後の参考資料12までの31ページです。2点目は、別添の資料5「平成25・26年度の協議のまとめ(案)」です。3点目は、別添の新高校リーフレットのPDF原稿です。よろしいでしょうか。

また、開催案内の文書でもお知らせしましたとおり、当協議会は公開で行っておりますので、大きな会場を使用しております。また、議事録作成の関係から、ご発言はマイクを通していただきますようお願いいたします。

それでは、事項書に沿いまして進めさせていただきます。

「1 あいさつ」として、県教育委員会事務局教育改革推進監の宮路正弘からご挨拶申し上げます。

1 あいさつ

事務局(宮路教育改革推進監)

挨拶をさせていただきます前に、辞任されました田山委員の後任に、伊賀市の産業界から有識者として谷垣幸次郎様に委員をお引き受けいただきました。ここでご紹介をさせていただきます。谷垣委員、一言、自己紹介をお願いします。

谷垣委員

ただ今、ご紹介に預かりました谷垣でございます。私は、伊賀市安場でインダフーズ株式会社という会社を経営しております。前任の田山さんは上野商工会議所で副会頭をされていまして、私は長いおつきあいをしております。彼の後任に私が推薦されて、初めて出席させていただきますが、適任かどうかわかりません。

私の子どもは娘1人で、孫は大学生と高校生です。大分に住んでおりまして、地元におりません。そのような中で、子どもの教育については、正直、今まであまり考えたことがありません。

子どもたちの教育について、意見が述べられるかどうか自信がありませんが、皆様のご意見を拝聴しながら、私なりに考えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局（宮路教育改革推進監）

ありがとうございます。

改めまして、委員の皆様、本日も当協議会にご出席いただきましてありがとうございます。当協議会は、本年度4回目です。本年度につきましては、「地域全体の学科の適正な配置」「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援」「当地域における中高一貫教育の実施」の3つをテーマとしてご協議いただけてきたところです。

前回の協議におきましては、当地域における中高一貫教育の実施について一定の方向をまとめていただきました。

本日は、残る2つのテーマについて、ご協議いただきたいと考えています。また、本日が今年度最後の協議会となりますので、「平成25・26年の協議のまとめ」として、これまでの協議で委員の皆様からいただいたご意見を取りまとめたいと考えています。このことについても、ご協議いただきたいと思ひます。

さて先日、2月2日に、新しく名張にできる高等学校の校名を「名張青峰（なばりせいほう）高等学校（仮称）」として公表したことを、委員の皆様にお知らせしたところです。この校名につきましては、名張新高等学校校名選定委員会と教育委員会での検討・審議を経て、校名を「名張青峰高等学校」とする条例案を県議会に提出しているところです。校名はまだ仮称ということで公表しています。この名張青峰高校については、平成28年度の開校に向けてワーキング会議等で引き続き具体的な検討を進めていくとともに、今後とも当協議会に報告させていただきながらご意見をいただけていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

名張青峰高校については、当協議会の中でも「もっと積極的に周知を図るべきだ」というご意見もいただけていますので、リーフレットの配付等を通じて中学生・保護者に積極的な情報発信をしていきたいと思います。教育内容等についても、当協議会の中でいただいたご意見等を踏まえながら検討を進めていきたいと思います。

県教育委員会としましては、まだ予算要求の段階ですが、この名張青峰高校には三重県の県立高校では初めて全校生徒1人1台のタブレットパソコンを整備する方向で進めているところです。名張青峰高校を、地域の皆様の期待に応え、地域の子どもの夢をかなえる高等学校としていくためには、ここにお集まりの委員の皆様をはじめ、いろいろな方々のご協力が今後ますます必要であると考えています。教職員と県教育委員会だけでなく、当協議会を介して地域全体でこの名張青峰高校をつくってきたということをもう一度確認しながら、今後も、地域が一体となって名張青峰高校を盛り上げていっていただきますよう切に願ひするところです。次年度も、名張青峰高校についての詳細な検討状況等を逐一報告させていただき、引き続きご意見をいただきますが、この地域に名

張青峰高校をつくってよかったということになりますよう、ご協力をお願いしたいと思います。

本日も限られた時間ですが、活発なご協議をよろしくお願いします。

事務局

ここで、本日のご欠席の報告をさせていただきます。

一部、座席表には反映してないところがありますが、谷野委員、櫻井委員、野口委員、松山委員、森中委員につきまして、ご欠席とのご連絡をいただいています。

それでは、杉浦会長からご挨拶いただき、その後の議事進行をお願いします。

杉浦会長

本年度の協議会は、本日の第4回が最終回となります。前回の協議会では、この伊賀地域における中高一貫教育の実施について、当地域協議会としての一定の方向をとりまとめることができたと考えています。

本日は、事項書にあるとおり「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援」と、これに深く関連する「地域全体の学科の適正な配置について」の2つについて協議を深めていただいた後で、3つ目の「協議のまとめ」についてご協議いただきたいと考えています。

1つ目の協議事項「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援について」は、協議事項2つ目の「地域全体の学科の適正な配置について」も深くかかわってきます。その点にもご留意いただきながらご議論いただくことを合わせてお願いします。

それでは、これらの協議事項に入る前に、本日も報告事項が2つあります。報告事項(1)の「第3回協議会(12/16)の協議内容等について」、事務局から報告願います。

2 報告事項

(1) 第3回協議会(12/16)の協議内容等について【資料1】

事務局

報告事項(1)として、前回の協議内容等について報告します。1ページの「資料1」をご覧ください。12月16日に開催した前回の協議会では、まず、名張新高校ワーキング会議等の検討状況を報告しました。名張新高校に設置する予定の部活動、制服の選定、教育課程についての検討状況等を報告しました。制服の選定については、制服に関するアンケート用紙をご覧いただきましたが、現在は、地域の中学校2年生を対象にアンケートを実施しています。また、アンケートを基に業者がつくった見本を中学生向けの学校説明会で展示して、中学生の意見を聴きながら進めていくということもご報告しました。

続いて、協議内容についてです。1つ目の協議事項として「特別な支援を必要とする生徒の県立高等学校への受け入れと支援について」ご協議いただきました。この協議事項については、これまでの協議を踏まえて、本日も引き続きご協議いただきます。前回

の協議内容と主な意見等については、それ以前の協議内容と合わせて資料3としてまとめてあります。本日の協議事項(1)の資料説明の際に、詳しく紹介させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

続いて、2ページの(2)「伊賀地域における中高一貫教育の実施について」をご覧ください。第2回協議会でも時間をかけてご協議いただきましたが、第3回協議会では、それまでに出された意見も踏まえて、さらに協議を行いました。その中で、○の3つ目に「中高一貫教育には、一番多感な中学、高校の6年間を通じて、『ゆとり』をもって学ぶことができる等の大きな利点がある」とする意見があるように、その利点についても議論されました。一方で、「他府県の成功事例等を参考にして、伊賀地域の人口規模や地域性も含めて総合的に検討してきたが、少子化が進む中、地域の小中学校に与える影響の大きさが心配されるなど、伊賀地域に中高一貫教育校を設置することには課題がある」という意見が多く出されました。こうしたことから、本年度の当協議会のまとめの一つとして、「伊賀地域に新たに中高一貫教育校を設置することは難しい」と結論づけていただいたと考えています。

なお、○の5つ目に「全国的には、学校の数が減っている中でも中高一貫教育校が増加している」というご指摘があり、「県教育委員会としての検討は今後も続けてもらいたい」という要望をいただきました。

前回の協議内容等についての報告は、以上です。

杉浦会長

「特別な支援を必要とする生徒の県立高等学校への受け入れと支援について」は、後ほどの協議事項での協議となりますが、それ以外のところで何かご質問はありませんか。前回の協議内容についての報告については、これでよろしいでしょうか。

特にないようでしたら、報告事項の2つ目「名張新高等学校ワーキング会議等の状況について」、事務局から報告願います。

(2) 名張新高等学校ワーキング会議等の状況について【資料2・別添リーフレット】

事務局

3ページの資料2をご覧ください。「1 平成26年12月以降の検討状況」とありますのは、前回の協議会が12月16日でしたので、それ以降の検討状況ということです。

まず、ワーキング会議の前の12月24日に、2つの専門部会が行われました。教育課程についての専門部会では、ほかの専門部会からの意見も踏まえながら、部会としての教育課程の原案を作成し、平成27年5月頃まで検討を続けて、7月までに正式決定します。

入学者選抜についての専門部会では、進学に特化したコースは普通科とは別に募集することとしました。また、前期選抜を実施するかどうか、どのような選抜方法とするか等について検討し、平成27年5月までにとりまとめる予定です。例えば、入学者選抜で面接をするか作文を課するか、英語や数学の学力検査をするか等について、検討を進めています。なお、新高校の入学者選抜については、平成27年7月に、県教育委員会が

すべての高校について公表することになっています。

そして、この2つの専門部会での協議を受けて、第9回ワーキング会議を平成27年1月7日に行いました。このワーキング会議では、進学に特化したコース1学級程度の名称を、これまでの検討を踏まえて「文理探究コース」として、コース名の決定に向けて県教育委員会が手続きをすることになりました。また、普通科7学級程度については、新聞等にコース名として掲載されることはありませんが、これまでの検討を踏まえ、学校内で「未来創造コース」と呼称し、新高校のリーフレットにも記載することとしました。

周知のために、中学校向けの学校説明会を開催していきませんが、中学校のいろいろな学校行事や夏休み期間を勘案して、1回目の学校説明会を平成27年8月26日に開催することとしました。

第10回ワーキング会議は、1月21日に行いました。平成26年度の各専門部会での検討の進捗状況を集約して、中学生向けの学校説明会の内容等について協議しました。リーフレットの原稿は後でご覧いただきますが、3月の初めに、8ページ構成のものを、5,000部発行して中学校2年生に配付していきます。その中身としては、2月2日に公表された「名張青峰高等学校（仮称）」の校名と「文理探究コース」のコース名、教育課程の案、設置を予定している部活動等を掲載します。また、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語の四カ国語で対訳版を作成することになりました。中学生向けの2回目の説明会についても検討し、各校の学校説明会と重ならないように、平成27年11月7日に開催することとしました。

4ページをご覧ください。「2 その他」の「(1) 校名の公表」については、先ほどの事務局挨拶の中でも申しあげましたように、2月2日に「名張青峰高等学校（仮称）」の校名を公表しました。「仮称」となっているのは、今後、3月17日の県議会で条例を議決いただく予定ですので、それまでは仮称という扱いになるということです。

「(2) 制服」については、前回に資料としてご覧いただきましたが、平成26年12月から平成27年2月にかけて、名張市と伊賀市の中学校2年生を対象にアンケートを実施しています。そのアンケート結果と仕様書に基づいて、複数の業者が製作した制服案、モデルを8月に実施する学校説明会で展示して、アンケートを実施する予定です。制服の選定については、このように、中学生の意見を聞きながら進める仕組みをつくって、平成27年9月末までに制服と業者を決定する予定です。

「(3) PTA・同窓会」については、平成27年度に合同で協議できるように調整を行っています。

「3 今後の予定」については、次年度も毎週水曜日をワーキング会議及び専門部会の開催日として両校の行事予定の中に組み込んで、開校に向けて必要な事項の検討を進めていきます。平成27年度の第1回ワーキング会議は4月15日に開催する予定です。そこで検討した内容については、引き続き当地域協議会の場に報告させていただき、ご意見をいただくとともに、リーフレットの配付や中学生向けの学校説明会を通じて情報発信を行います。

さて、新しく発行するリーフレットについては、今、印刷している途中ですが、机上に、白黒のリーフレットの原稿を配付していますので、ご覧ください。表紙には、校名

(仮称)を表記し、「文理探究コース」と「未来創造コース」という、具体的なコース名も表記しています。教育課程については、予定とあるように、今後、5月頃までさらに検討を続けることとなりますが、現段階での両コースの教育課程も掲載しています。

前回の当協議会でもお示ししていましたが、4ページには、設置する予定の部活動を具体的に記載しています。その中で、「文理探究コース」も「未来創造コース」も週あたりの授業時間数は同じ50分で32時間なので、部活動に取り組める時間帯は同じですと書いています。

5ページから7ページは、学校の特色ある教育活動について説明しています。

裏表紙には、「高校生活入門講座(学校説明会)」の日程を、8月26日(水)第1回、11月7日(土)第2回の日程を掲載し、この3月の段階で地域の中学生に周知していきます。

ワーキング会議等の状況についての報告は以上です。

杉浦会長

事務局から名張新高等学校ワーキング会議等の状況について報告がありましたが、確認されたいことやご質問はありませんか。リーフレットは、既に印刷を始めているということです。

事務局

リーフレットは印刷中ですので、本日の資料は、リーフレットの下稿です。

杉浦会長

リーフレットは印刷中ということですので、内容については確定しているものをご認識ください。年末・年始の非常にタイトな日程の中でワーキングを実施し、検討された内容等について報告がありましたが、ご質問やご意見はありませんか。

それでは、以上2点の報告事項については、特にご質問やご意見はないようですので、協議に移りたいと思います。

冒頭の挨拶でも申し上げましたが、協議事項の(1)と(2)については、非常に関連する議題ですので、一括して協議したいと思います。事務局は、協議事項(1)と(2)について、一括して資料の説明を願います。

3 協議事項

(1) 特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援について

【資料3・4、参考資料1～3】

(2) 地域全体の学科の適正な配置について

【参考資料4～12】

事務局

5ページの資料3からの資料についてご説明します。

まず、協議事項(1)「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入

れと支援」については、前回までに出されたご意見等を踏まえて、ご協議いただくこととなりますので、5ページの資料3として、この地域協議会における主なご意見を、その中身で分類して列記しました。

まず、「1 受け入れ体制の拡充などについての意見」と分類したご意見についてです。1つ目は「特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、その中には、発達障がいのある子どもや基礎学力の定着が不十分な子どももいる。地元の高校に、そのような生徒を受け入れてくれる枠組みがあればと思う。」、2つ目は「現在の進学率から考えると、高校は義務教育に近い状況となっている。様々な課題があるものの、地域の高校へ受け入れる枠組みをつくってもらいたい。」、3つ目は「制度等の面で課題は多いが、伊賀地域は、通学条件等が他地域とは違っており、当地域での受け入れ体制の充実を模索してもらいたい。」、4つ目は「専門職員の配置の拡充と、施設・設備の整備に努めてもらいたい。」というご意見でした。5つ目は、特別な支援を必要とする子どもたちの中学校卒業後の進路の約半数が、定時制高校、私立通信制高校、県外への進学等であるという実態を踏まえると、当地域の県立高校に受け入れ体制をつくる必要があるのではないかというご意見です。6つ目は「国や県の制度等にかかわる問題であり、少子化が進行する中での難しい問題であるが、高校へ進学させたいという保護者のニーズがあるので、三重県の県立高校が特別な支援を必要とする生徒の受け入れ体制をつくるための知恵を絞っていきたい。」というご意見でした。

6ページをご覧ください。「2 受け入れに係る課題等についての意見」と分類したご意見についてです。1つ目は「特別な支援を必要とする生徒が県立高校に入学した場合、単位認定、通学手段、施設・設備、卒業後の進路保障等に課題がある。」、2つ目は「現行制度の中で考える必要がある。高校は入学者選抜を行わねばならず、履修認定や単位認定等の制度の面でも難しさがある。」、3つ目は「他府県が実施している特別な入学選抜者制度などで高校に入学できても、単位認定などで卒業が難しい場合があると聞いている。」、4つ目は「どの高校にも特別な支援を必要とする生徒が在学していて、校内委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に体制の整備を図っている。個々の生徒についての情報共有と授業時の配慮についての共通理解を図りながら指導しているが、現行制度の中では、高校に入学者選抜、履修及び単位認定があることを考える必要がある。」、5つ目は「現行制度では、義務教育である小中学校には、人材配置・施設設備等の法的措置があるが、高校には単位認定などを含めた制度が整っていない。また、高校の入学者選抜に特別な選抜枠を設けようとする場合は、他の志願者との間の公平性をどのように確保するのかという問題もある。」というようなご意見でした。

資料3の最後では、「3 今後の協議についての意見」について、まとめました。いただいたご意見の1つ目に、「県教育委員会で特別支援教育にかかる計画を策定中であり、国の施策にも左右されることでもあるが、当地域では昼間定時制高校の設置の議論もかかわってくるだろう。」とあります。昼間定時制高校の設置となりますと、協議事項(2)の「地域全体の学科の適正な配置」についての議論にもかかわってきますので、今回は、協議事項(1)と(2)を一括して、ご協議いただいています。2つ目は「高校は現行制度の中で目一杯やっているが、受け入れについては、国レベルの問題であったり、県レベルの問題であったりするので、そのレベルまで踏み込んだ議論になる。」、3つ目は

「特別な支援を必要とする生徒のための選抜枠を設けた場合は、その分、他の志願者の定員枠が狭くなることが考えられ、『地域全体の学科の適正な配置』の議論にも影響してくる。」というご意見で、こうしたことから、協議事項（１）と（２）は、一括してご協議いただく必要があると考えます。

先ほども触れましたが、６ページの「今後の協議についての意見」の１つ目に「昼間定時制高校の設置の議論も関わってくるだろう」というご意見がありましたので、「昼間定時制高校」というのはどういうものかをご説明する必要があると考え、資料４をご用意しました。

７ページの資料４をご覧ください。よくご存じの方もいらっしゃると思いますが、昼間定時制という言葉そのものを聞き慣れない方もいらっしゃると思いますので、説明したいと思います。資料４は「定時制・通信制課程について」と、定時制課程に、関連する通信制課程を併せて記載しています。まず、定時制課程については、当地域では上野高校と名張高校に夜間の定時制課程がありますが、「夜間その他特別な時間又は時期において授業を行う課程」です。「その他特別な時間」というのは、午前のみとか午後のみという特別な時間を意味しています。「又は時期」というのは、昔の昼間定時制の中には、農作業の暇な時期、農閑期だけ授業を行う定時制高校もありましたので、そのような時期において授業を行うということです。通信制は「通信による教育を行う課程」です。

「２ 多部制の定時制課程」というものが、いわゆる「昼間定時制課程」を含む定時制課程を意味します。三重県では北星高校、みえ夢学園高校、伊勢まなび高校の３校が昼間定時制課程と夜間定時制課程を置いています。その説明としては、「履修形態の多様化・弾力化を図るために、多様な科目を開設し、１日の内に、特定の時間帯で授業を行う課程を複数組み合わせることで、午前から夜間にいたるまで常時科目を開設し、生徒の生活パターン等に合わせた科目の履修を可能としている。」となります。「概念図」にある「午前の部４時間」「午後の部４時間」「夜間の部４時間」の複数の部を組み合わせることで学ぶことができます。

なお、「※」印に記述しましたように、複数の部で開設される科目を合わせて履修することで、修業年限３年以上の定時制課程を３年間で卒業することが可能になっています。また、２つ目の「※」印に記述しましたように、三重県に設置されている県立の定時制高校は１１校あり、修業年限は基本的に４年ですが、ほぼすべての定時制高校で、定時制にしながら通信制の授業を併修する制度、いわゆる「定通併修制度」によって、３年間で卒業することが可能になっています。

「３ 定時制・通信制課程のみに認められる各種制度について」の「②定通併修制度」というのは先ほども触れましたが、定時制課程に在学している生徒が、自分の学校にある通信制課程もしくはほかの学校にある通信制課程で一部の科目の単位を修得して、その修得した単位を卒業に必要な単位に含めることができるという制度です。この制度を利用して、通常４年の修業年限に対して３年で卒業する生徒もいるということです。

８ページ以降の資料については、前回までの資料で、本日は参考資料としています。改めて説明しませんが、８ページから１１ページの参考資料１は、特別支援教育とは何かという説明資料です。９ページには、県立高等学校における特別支援教育の現状と課題について、「県立高等学校活性化計画」からの抜粋を記載しています。１１ページには、

「特別支援学級」等の在籍者数について記載しています。12ページの参考資料2は、「伊賀地域における特別な入学者選抜について」の資料です。13ページから22ページの参考資料3は、県教育委員会が策定している特別支援教育推進基本計画の中間案にはどのように書かれているかという資料です。

23ページの参考資料4からは、協議事項(2)「地域全体の学科の適正な配置」についての資料です。23ページの参考資料4は、「平成17年度協議会のまとめ」から抜粋した「伊賀地域高等学校再編活性化イメージ」です。24ページの参考資料5は、「伊賀地域の中学校卒業生数の推移と予測」です。25ページの参考資料6は、当地域の県立高校(全日制)の入学者選抜状況で、過去3年間の志願倍率、再募集の状況、欠員数を示しています。26ページと27ページの参考資料7と8は、伊賀地域の公立中学校の卒業生の進路状況で、地元の県立高校にどれくらい進学しているか、他地域の私立高校等へどれくらい進学しているかということを示した資料です。28ページの参考資料9は、伊賀地域の公立小学校卒業生の進学状況についての資料です。公立小学校を卒業した子どもたちの大部分は市内の公立中学校にそのまま進学していますが、県内の私立中学校や市外、県外の中学校に進学している子どもたちもいます。29ページの参考資料10は、県立高校(全日制)の学科別募集定員の割合を県内地域別に示した資料です。30ページの参考資料11は、本年度の第1回協議会の資料8と同じものです。今後、子どもたちの数が減少していくので、平成31年度から33年度頃には、この地域の県立高校(全日制)の1学年すべて合わせて28クラス程度になるだろう、そのときにどのような学科・学校数・学級規模等の「学科の適正な配置」がよいのかを検討するための資料です。31ページの参考資料12は、昨日から平成27年度の後期選抜の出願受付が始まっていますが、前期選抜までの志願倍率の状況です。平成26年12月現在の進学希望者数と前期選抜の志願の状況等を示しています。

協議事項(1)と(2)に関わる資料の説明は、以上です。

杉浦会長

前回の協議会までに、委員の皆様からいただいたご意見は、5ページと6ページの資料3にまとめられていますので、まず、ご確認いただきたいと思います。また、今回は資料4の昼間定時制高校に関する説明資料や、関連する参考資料なども含めて、事務局から一括して説明がありました。先ほどの資料説明について、ご質問等はありませんか。

特にないようでしたら、協議へと移っていきたいと思います。

今回が本年度最後の協議会となりますが、次年度は、ご協議いただいています議題すべてにおいて、一定の方向を見出していきたいと思います。「当地域における中高一貫教育の実施」については、前回の協議で当地域協議会としての方向性をとりまとめましたが、本日、ご協議いただきます2つの議題については、本年度の協議で明確なまとめや方向性をとりまとめることは難しいと思います。

しかし、次年度の協議に向けて、それぞれのお立場からのご意見やお考えを、できるだけすべて出し切っていただきたいと思います。1つ目の議題「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援について」と、2つ目の議題「地域全体の学科の適正な配置について」の協議を進めていくためには、課題の洗い出しを行い、

それぞれの課題を克服する方策についても、それぞれのお立場からご意見をいただければと思います。

どなたからでも結構ですので、ご意見等をお願いします。

西山委員

5ページの資料3の5つ目の意見については、前回、私が申し上げた意見です。「名張市の場合」と記述されていますが、これについては、「伊賀地域全体」の話です。最初のところに「名張市の場合」と書いてある部分を「伊賀地域の場合」と訂正して、このような傾向があることを知っておいていただけたらと思います。

また、「特別な支援が必要な子どもたち」という言葉については、大きな意味としては特別支援教育という中での支援ということで話がありましたが、現在の中学校等で抱えている課題としては、例えば、不登校の子どもたち、あるいはその保護者からの高校に進学したいというニーズがあります。現実の数字は詳細に把握していませんが、そうした子どもたちが、例えば、県内の私立高校であったり、県外の私立高校であったり、通信制高校であったり、あるいは、みえ夢学園などの定時制高校に進学しているのが現実です。そういった子どもたちが、地域に昼間定時制の高校があれば行きたいというニーズがあった場合にどうしたらいいかということも、加えての課題になってくると思います。全体の枠組みを考える中で、こうした子どもたちのことも含めた議論になってくると思いますので、よろしくをお願いします。

杉浦会長

まず、資料3の5ページで、「名張市の場合」となっている部分を「伊賀地域の場合」へと訂正願います。また、不登校の子どもたちも特別な支援を必要とする子どもたちという全体の枠組みの中に加えて協議していただきたいというご意見をいただきました。

今までに出していただいたご意見についてでも結構ですし、出していただいたご意見につけたすようなご意見でも結構です。また、次年度の協議に向けて入れておくべきご意見等があれば、ご発言いただきたいと思います。

久保田委員

先日、名張市PTA連合会の理事会があり、この協議会の内容を報告させていただきました。名張市校長会からも理事会にご参加いただいております、顧問としてご意見をお聴きすることがありました。

その中でいただいたご意見として、本日ご協議いただいている内容そのままですが、特別な支援を必要とする子どもたちが年々増加しているということでした。中学校卒業で就職は難しいということで、進学したいが、年々問題が大きくなっていくということでした。大阪にはそのような子どもたちを受け入れる高校があるとお聞きしました。県外に通っている子どもたちも多いですが、そういう子どもたちこそ、この伊賀地域の中で通学させてあげたいというお話がありました。理事全員から大きな拍手が起こり、連合会としてもそういったことに対する関心と必要であるという認識が高まってきていると思いました。

もう1点、理事の方からもご意見がありました。先ほど、定時制高校について説明いただきましたが、北星高校の昼間定時制のように、受け入れを行っているという学校を増やしていく、伊賀地域に増やしていくということだと思いますが、こういったところも、より協議を深めてほしい。三重県ももっと頑張ってもらいたいという意見がありました。

また、東大阪市等では、IQ等が低い子どもでも、望めば進学を保障していくような仕組みが実際にできているという情報もいただいています。以上のことを踏まえて、今日の協議と今後の協議を進めていただきたいと思います。

上島委員

先ほど、校長の西山委員やPTA連合会の久保田委員からも言っていただきました。これからは、子どもたちの数が減少し、少子化がさらに進んでいくということですが、一方で、全国的には、危機感を感じている多くのところで、いろいろな地方創生に向けての取組の検討が始まっているところです。当名張市においては、結婚・出産・育児を重視していこうという中で、昨年度、それまでよりも出生率が上がってきました。国でも、いろいろな統計をする際に、出生率がいくつになったらどのようになってくるかということを試算されているところです。今後、日本の国を埋めしないような形に少しでも発展させるためには、子どもたちを1人でも多く産んでもらって、担い手になってくれる取組を行わなければならないわけです。そういう中で、いろいろな課題を抱えている子どもたちが増えているわけです。「特別支援学級」に入る子どもも増えています。また、「通常の学級」の中にも、障がいを含めた特別な支援を要する子どもも増えています。資料3の中に意見としての記載もありますが、進学率が上がってきて、高校も義務教育にほぼ近い形になっている現実があります。高校には入学者選抜があることはわからないわけではありませんが、もう少し柔軟に対応していくことも非常に大事なことはないかと思います。得意な部分があれば、それを活かしていくということ、今後の高校教育等のあり方も含めて考えていかないといけないと思います。そういう子どもを初めからシャットアウトすることについては、考え直していかなくてはならない大切な問題ではないかと思います。

例えば、資料3の6ページ最後のところにあります「特別な支援を必要とする生徒のための選抜枠を設けた場合は、その分、他の志願者の定員枠が狭くなる」というような考え方ではなく、もっと広い視野から柔軟に考えてもらいたい。また、希望のある子、ある程度の力のある子は受け入れていくことが、県立、公立学校には大変大切なことではなかろうかと思います。県立、公立学校は、私立学校のように営利目的ではないので、今後、そういうニーズにあった形を考えていくことがとても大切なことではなかろうかと思います。

ちなみに、まだ最終決定していませんが、次年度の名張市内の小中学校においては、「特別支援学級」だけで1つの学校に5学級あるという現実もあるわけです。そういうことを考えたときに、その子どもたちが中学校を卒業した後の進路はどうなるのかということを見ると、大変切実な問題にもなってくると思います。県教育委員会においても、特別支援教育のあり方について教育改革推進会議等でも検討してもらっているところですが、実態として、当該保護者にとってはまだまだハードルが高いということも聞いて

います。

私の立場からも、三重県版の高校教育のあり方、特別支援教育のあり方をしっかりと打ち出してもらいたいと思います。他府県でやっていないので三重県でもできませんではなくて、よりニーズに合った形で、あるいは個性を尊重してもらって、少しでもそういう枠を広げてもらうことによって、三重県の教育は非常に進んでいると言えるように進めていただきたいと思いますところ です。

中谷委員

皆様のご意見も聞かせていただくとともに、過去のいろいろなご意見も見せていただいておりますが、特別な支援を必要とする子どもたちが非常に増えているということです。多様な支援が必要になっている中で、お示しいただいている資料を見ますと、子どもたちの数が減少するので29学級を28学級にしなければならないとか、あるいは、平成17年に示された参考資料4の「4校論」にしなければならないだとかの話があります。結局、いろいろなニーズの子どもたちを育むために、いろいろな学校が必要になってくる一方で、学級数も減らし学校も減らしということが、どうも矛盾しているような気がします。実際に学校を減らした中で、いろいろな子どもたちの教育ができるのかというのも、非常に心配で、不安が出てくると思います。もちろん、子どもたちの数が減ってきて、学級数等を減らさなければならないというのもよくわかりますが、結果的にそれをするによって、本来必要な教育ができないことにもなりかねないと思います。その辺は慎重に考えていかなければならないと思います。

下猶委員

名張高校には定時制課程があります。先日、名張高校の学校評価委員会の会議があり、その場に定時制の教頭先生も出席していただいて、年間の取組や課題についてお話いただく機会がありました。定時制高校の元々の形は、昼間働いて夜に勉学に通うという仕組みの中で出来上がっていて、いまだにその流れを汲んで存在しているようです。しかし、実際に通っている生徒は、昼間は全然仕事をしていません。アルバイトをしているかいないかぐらいで、正社員として働いて夜に学校に通っている生徒はほとんどいないそうです。

つまり、今ある仕組みとここで議論されているニーズが全然マッチしていないと思うのです。現状ですらそうですから、今の流れに沿った形で早めに議論していただいて、よりよい形で教育の場を提供していただけるようお願いいたします。今、名張のほうでという話をされていましたが、そういう生徒は確実に増えていますし、実際に勉強したい、高校に行きたいという大きい声がありますので、なるべく早いうちに手を打っていただければと思います。

加藤委員

このことについては、県立高校の校長会等でも、いろいろと検討を進めてきています。高校側からのいろいろな課題の指摘等については、これまでの協議の中でも出てきていることで、それと重なる部分もありますが、例えば、北星高校や、みえ夢学園高校が特

別な支援を必要とする生徒を受け入れる仕組みのある学校というわけではありません。各校の教育課程が違うということです。教育課程とは、このような授業を何時間やって、3年間もしくは定時制等では4年間の卒業までに生徒を育てようという、教育内容の計画です。例えば、この高校は進学指導に重点を置いた教育課程だとか、この高校は就職に重点を置いた教育課程だとかと、高校ごとに教育課程を定めています。高校としては、ある意味、それは子どもたち、保護者との約束です。本校に入学してもらえれば、この教育課程において、入学生の成長をここまで促し、できる限りの指導と支援をしますという約束です。各校の教育課程は、卒業までの3年間もしくは4年間で、それぞれの到達目標を目指して編成されています。

また、入学者選抜の可否については、各校の募集定員があり、各校の教育課程に従って最終的な可否が判断されます。例えば、200人の募集定員に、この募集定員を下回る190人の志願者しかなかったとしても、志願者全員必ず合格するわけではありません。各校の教育課程から見て、3年間もしくは4年間でこの教育課程を履修することがどうしてもできないだろうと判断される場合は、200人の募集定員に対して190人の志願者しかいなくても不合格者がでることがあり得ます。高等学校は、各校の教育課程に基づいて判断するというのが、現在の仕組みであると理解しています。

北星高校も、みえ夢学園高校も、それぞれの教育課程の目指すところが違います。適切な表現かどうかわかりませんが、両校は緩やかな教育課程を設定していて、ここまでの成長を目指すという最終目的地点が違うのだと思っています。

したがって、教育課程から考えると、例えば、名張西高校の教育課程を履修することは不可能と考えられ、不合格となる生徒が北星高校を受検したら合格となる可能性があります。ただ、北星高校やみえ夢学園高校が、特別な支援を必要とする子どもたちを受け入れるための特別な枠を設けているわけではありません。事実上、特別な支援を必要とする子どもたちが合格し、入学しているかもしれませんが、両校の緩やかな教育課程の中で様々な生徒さんを受け入れて育成していこうという学校なので、結果としてそうなっているということであり、決して特別な支援を必要とする子どもたちのための高校ではないということは、ぜひご理解いただきたいと思います。

入学者選抜における課題や募集定員における課題などいろいろありますが、やはり一番のポイントは教育課程をどう考えていくかであると思います。教育課程を、学級単位で考えるのがいいのか、選択科目の中で考えるのがいいのかということもあります。名張西高校には英語科と情報科がありますが、両科では募集定員を満たす志願者数が集まらないこともありました。こうした状況の中で、名張青峰高校では、選択科目の中でそれらを用意しながら、さらに充実・発展させる新しいシステムの中で、工夫していこうと考えているわけで、教育課程の中で選択科目をどう編成するかということが一番大きなポイントになってくるのではないかと考えています。県立高校の校長会としてもそういうことを考えていることを紹介させていただきました。

南出委員

何年か前に、上島委員もおっしゃったのですが、柔軟な対応をとっていただきたいということです。少子化が進んでいるのは現実です。子どもの数は減っている一方で、特

別な支援を必要とする生徒の数は増えているので、割合的には急増しているといえると思います。子どもたちや保護者の希望として、高等学校は義務教育化しているような状況でもありますし、私たちも毎日子どもを目の前にして、「特別支援学級」に在籍している生徒が高校への進学を強く希望し、保護者も同様の気持ちであるという現実があります。

5 ページには、「特別な支援を必要とする生徒の受け入れ体制をつくるための知恵を絞っていききたいと思っている。」という記載があるにもかかわらず、次の6 ページには、特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れには、課題がある、難しさがある、問題もあると記載されていて、非常に矛盾を感じます。5 ページにあるように「受け入れ体制をつくるための知恵」を、今後、どこから浮かんでくるのかというぐらゐの角度で、柔軟で抜本的な対応策を考えていくことが必要ではないかと思います。言葉で言うほど簡単な作業でないのは十分にわかってはいますが、現行の制度を変えるくらいの方角でいく姿勢が必要であろうと思います。先ほど、学級数も出ていましたが、例えば、私が勤務する学校は250人規模ですが、「特別支援学級」は4学級あります。ほとんどの生徒が高校進学を希望しています。そういう現状から見て、それに応えていけるような状況をつくっていききたいと、ひしひしと感じています。

杉浦会長

5 ページと6 ページの資料3は、当協議会のまとめではありません。この協議事項に関して、委員の皆様から今まで出されたご意見です。南出委員のように、受け入れ体制の拡充を強く願うというご意見がある一方で、受け入れには制度面等の課題があり、拡充が難しいというご意見もあります。このために、5 ページと6 ページとでは相反する記載になっています。

今年度に様々なご意見を出していただく中で、アイデアも生まれてくるかもしれませんが、いずれにしてもたくさんのご意見を出していただき、次年度にまとめていききたいと思っています。

西山委員

中学校の現場をあずかる者としては、中学校を卒業する子どもたちの進路保障をどう考えるかということが大切になってきます。

先ほどから県立高校からのお話を聞かせていただき、理屈は確かにわかる部分もありますが、他の私立学校も同じように「受け入れる」とうたってあるかといえば、そうではないと思います。現実には、特別な支援が必要な子どもたちが県内の私立学校や県外の学校に行かなければならない。一部の子どもたちは、あけぼの学園高校や伊賀白鳳高校、特別支援学校伊賀つばさ学園に通っていますが、半分以上の子どもたちが遠くへ行かなければならない現実を考えなければなりません。地元で子どもたちの成長をゆっくり見守りたい、しっかりと力をつけさせてあげたいという保護者の願いがある中で、そのことをどう考えるのかということ、現場を預かる者としては切実に考えていかなければなりません。

杉浦会長

中学校の現場の声としてのご発言でした。高校の入学者選抜では、厳格な入学者選抜を経て合否が決まりますが、特別な入学者選抜枠を設けることによる公平性の問題について、中学校現場から逆の意見はないのでしょうか。

特に議論がないので、そういった逆の意見は出てきていないということによろしいですか。

辻委員

中学校現場のお気持ちは、よくわかります。ただ、高校がシャットアウトしていると誤解されると困ります。現実には、本校にも「特別支援学級」に在籍していた生徒が入学してくることもありますし、不登校傾向にあった生徒が入学してくることもあります。私の経験から申しますと、不登校の子が入学してきて環境が変わったことで解決してしまうこともあったり、期待して合格と判断したものの中途退学してしまったこともあったりと、様々な例があります。

高校が最も大切にしているのは、合格と判断して入学させた限りは、教育課程をきちんと履修したうえで卒業させて、中学校と同じように、個々の進路を保障したいということです。特別支援教育に関する校内委員会などを使いながら努力しています。

なお、先ほど、中学校卒業後の就職がしにくいので高校へというご発言があったかと思いますが、実際問題として大事なのは、中学校を卒業した後、進学したその学校でどのような力をつけて進路を保障していくかということだと思います。就職試験があるので、高校へ入学したから必ずしも就職できるということではありません。本当に大切なのは、「特別支援学級」の生徒が中学校を卒業した後、進学した学校でどのような力をつけて将来の進路を切り開いていくかであると思いますので、そういう制度・体制がないと、現行のままでは厳しい部分があると思っています。

杉浦会長

中学校も高校も大学も企業も、力をつけて活躍できる人に育てたいという同じ思いでかかわっていただいている、それぞれのお立場からご意見をいただいていると思います。

上島委員

それぞれの立場からいろいろな思いを述べていただいたと思いますが、要は、勉強したいという子どもたちがきちんとした形で高校に受け入れてもらえる体制をどうしたらつくれるかということです。先ほど、高等学校からもありましたが、受け入れてくれた学校では、子どもたちに精一杯やってくれているのはよくわかります。

市教委には、就学指導の関係で、「特別支援学級」に在籍しているが、「特別支援学級」から高校への進学がなかなか難しいので、「通常の学級」に戻してほしいという措置変更の申請がよくあがってきます。専門の方からもいろいろなご意見を聞き、その子のために何が一番いいのかということを考えています。保護者の思いとしては、子どもが高校へ行きたいというので何とか高校に行かせてほしい、保護者としてできる限りのことをしたいというのが現実ではないかと思っています。いろいろな枠の中でやっていかなければ

ならない、また、社会へ出たらいろいろなことがあります、枠が閉ざされてしまうことは、非常に厳しい状況ではないかと思えます。

全部が全部、思うようにいくわけではないというのはわかりますが、現行そうせざるを得ないという形で終わってしまうのではなく、制度そのものを抜本的に改革するぐらいの気持ちでやっていかないと前へ進まないのではないかと思えます。いろいろなニーズがある中で、もう少し何とかできる方法はないだろうか、今まではこうであったが、これからのことを考えたときに、いいものはないかというように、本音を出し合いながら努力しなければならない。最終的にはどういう形でまとまるかわかりませんが、今、努力されていたり、そういう仕組みになっていたりすることもきちんとわからなければならないことも確かだと思えますが、子どもにも保護者の皆様にも、もう少しきちんとわかるように手立てを探っていくことが大切です。

はじめからこれはできないとなると協議が進まなくなってくる。手が掛かるかもしれませんが、また教職員定数も含めて難しいかもしれませんが、加配措置をつけたり、あるいは、募集定員が若干満たない少人数でも認めたりと、より広い視野で議論する必要があります。三重県の高校教育が満足できるものとなり、小中学校もきちんとした形で指導していくものとならなければならないのではないかと考えています。

加藤委員

誤解を与えたとしたら申し訳ありませんでした。教育課程について、伊賀地区の各県立高校の現在の教育課程がこうなので、これ以上の受け入れは無理だとか、シャットアウトするという意味ではありません。

ここから先は、高校の校長会の中で方向性を確認したことではないので、私の個人的な意見です。

普通科の2校を統合して名張青峰高校をつくっていきますが、当協議会でつくっていただいた学校像やご意見を踏まえて、教育課程について相当検討しています。

「地域全体の学科の適正な配置について」の資料にもありましたが、伊賀地域の県立高校が今のままの教育課程でいいとはまったく思っていません。名張青峰高校は新しい教育課程をつくらうとしていますが、時代はどんどん変わりますので、それ以外の高校も新たな教育課程を常に考えていかねばならないわけです。その中で、特別な支援を必要とする子どもたちのための入試制度等をつくるという方法より、多様な教科・科目の選択ができるような柔軟で緩やかな教育課程に変革していく中で、事実上、高校入学の門戸が広がるという方向を考えていく必要があるのではないかと思えます。

今後は少子化が進みますが、社会も変わりますし、子どもたちの状況も変わりますので、教育課程も常に新しく改編していかねばなりません。そういう意味では、今後の教育課程の改編についての議論の中で検討する必要があり、目指す方向がそこに収斂していけばよいのではないかという意味で申し上げます。

杉浦会長

加藤委員からは、既存のものをどうこうというのではなく、非常に柔軟な発想で、一つの知恵を出していただいたのではないかと思えます。

また、昼間定時制については、下猶委員から、上野高校と名張高校にある定時制高校が、ここで議論されているものとは全く違う実態になっているというご指摘もいただきました。今後は、こういったところをどのように変えていくのかということも、議論していかなければならないと思います。

31ページの参考資料12をご覧ください。12月調査時点となっておりますので、その後の動きも随分あるだろうと思いますが、上野高校と名張高校の定時制の進路希望者数を見ていただきますと、それぞれ定員が40名のところに、6名と5名ということです。両校の定時制を合わせて80人の定員に対して、11人の希望者と、少ない状況です。

伊賀地域に新たに昼間定時制高校等を設置する場合には、当然、上野高校と名張高校の定時制をどうしていくのかという議論とともに、伊賀地域全体の学級数についての議論にもかかわってくることにもなります。

下猶委員

現在の定時制の性格としては、上野高校と名張高校の夜間定時制は、全日制の後期選抜で不合格となったが、それでも高校に進みたいという生徒が選択する部分だと思います。

高校説明会では、定時制の説明も行いますが、高校説明会の段階で定時制の説明エリアに行く中学校の生徒はほとんどいないのが現状です。現状と実際に世間が求めているものが、少しずれているところがあり、マッチングがうまくできていないからだと思います。定時制に関しては数字だけで表わすことができないと思っていて、その点をお含みいただけたらと思います。

また、先ほど加藤委員がおっしゃった「緩やかな教育課程」というのは、とてもいいお話だったと思います。なるほどと思いました。13ページの参考資料3の中に「インクルーシブ教育」という言葉があります。ここにしっかりとそれに近いことが書いてあり、多様性のある中でいろいろな人たちが共に学ぶということがうたわれています。そういう流れが「緩やかな教育課程」につながっていけばいいのではないかと思っています。

杉浦会長

他はよろしいでしょうか。

特になければ、本年度の主な協議事項について、委員の皆様からいただいたご意見を集約していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、協議事項の「(3) 本年度の協議のまとめについて」、事務局から説明と提案を願います。

(3) 協議のまとめについて【資料5】

事務局

別冊の資料5の「平成25・26年度の協議のまとめ(案)」をご覧ください。

最初の「1 平成24年度までの経緯」については、これまでの経緯が書いてあります。まずご覧いただきたいのは、3段落目で、「こうした検討の結果、平成28年4月に名張桔梗丘高校と名張西高校を統合して普通科をベースとした新しい高校を設置し、両校の良さを継承・発展させるとともに、広い視野とコミュニケーションスキルを身につけ、地域や世界で活躍できる人材を育成すること等を、協議のまとめ（平成25年3月）としました。」という部分です。これが、平成24年度までの当協議会の状況です。

次に「2 平成25・26年度の協議の概要」についてです。平成24年度のまとめの「おわりに」には、「地域全体の学科の適正な配置」「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援」「当地域における中高一貫教育の実施」の3つが、今後検討すべき課題であると述べられており、平成25年度と26年度の協議では、この3つについてご協議いただきました。また、「平成28年4月に名張市に開校する新しい高校については、教職員等で構成するワーキング会議における検討状況の報告を受けて、意見を出すこととしました。」とありますように、この2年間については、このように協議を進めてきました。

3つのそれぞれの項目についての協議の概要を、その後にもまとめました。

「(1) 地域全体の学科の適正な配置について」は、焦点化した議論をする十分な時間を持っていませんでしたが、当地域の中学校卒業生数の推移と予測や中学生の進路状況等を踏まえて協議を行いました。3つの意見を記載しています。

1つ目は「平成31～33年度頃には地域全体の1学年の学級数が28学級程度となり、平成25年度に比べて4学級程度減少することが共通認識されたと考える。地域の小中学生や保護者等への周知に必要な期間を考慮しながら、協議する必要がある。」、2つ目は「平成18年9月の『協議のまとめ』には、平成27～33年度頃に伊賀地域の県立高校が4校になるというイメージが示されているが、本当に4校になっていいのかをよく考えて、議論する必要がある。」、3つ目は「地域としては普通科への志向が強いという意見があるが、地域のニーズを分析したうえで、普通科や総合学科等を今後どうしていけばよいか考えなければならない。」というご意見をいただいています。

続く2ページに空欄の「○」を3つほど書いてありますが、本日いただいたご意見を加筆するために、それぞれの項目に空欄を設けてあります。本日の協議でいただいたご意見を踏まえて、事務局と会長とで相談させていただきながら加筆・修正した修正案を作成して、委員の皆様にご確認いただいたうえで、「平成25・26年度の協議のまとめ」を作成したいと考えています。その意味での空欄とお考えください。

「(2) 特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援について」は、本日もご協議いただきました。これまでにいただいた主な意見を5つあげています。1つ目は「特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、地元の県立高校に受け入れる枠組みをつくってもらいたい。」、2つ目は「保護者の中には子どもに高校卒業資格を取らせたいという声があり、子どもたちが私立通信制高校や県外にも進学している実態を踏まえると、当地域の県立高校にその受け入れ体制をつくる必要があるか。」、3つ目は「どの高校においても特別支援教育に関する校内委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に体制の整備を図り、中学校との情報交換を充分に行いながら、入学してきた生徒に対する最大限の支援をしていると考えて

いる。」、4つ目は「現行制度の中では、義務教育である小中学校には人材配置、施設整備等の法的措置があるが、高校では入学者選抜、履修及び単位認定、通学手段、施設や設備、卒業後の出口保障等に課題がある。」、5つ目は「県立高校の入学者選抜に特別な選抜枠を設けた場合は、その分、他の志願者の定員枠が狭くなることや、他の志願者との間の公平性の確保に問題がある。また、『地域全体の学科の適正な配置』の議論にも影響してくる。」といったご意見をいただいています。

この資料5は協議のまとめですので、先ほどの資料1より簡潔に表記していますが、この資料5に、本日いただいたご意見等を加筆・修正していきたいと考えています。

3ページをご覧ください。「(3) 当地域における中高一貫教育の実施について」は、前回の協議で当協議会としての方向性を結論づけましたので、いただいたご意見は記載せずに、経緯と結論だけを記載しています。

「当地域の県立高校のあり方を考える中で、中高一貫教育の利点を活かして魅力ある学習環境を整備できるのではないかと意見があったことから、当地域における中高一貫教育の実施について、そのメリット・デメリットや全国の事例等を踏まえて協議を行いました。伊賀地域の人口規模や交通事情等も含めて総合的に検討したところ、中高一貫教育には、6年間を通じて『ゆとり』をもって学ぶことができる等の大きな利点があるという意見がある一方で、今後、少子化が進む中で、地域の小中学校に与える影響の大きさが心配される等の課題があるという意見が多く出されたことから、伊賀地域に新たに中高一貫教育校を設置することは難しいと結論づけました。」と記載しました。

「(4) 名張新高等学校（名張青峰高等学校）に係るワーキングの検討状況について」も、いくつかご意見をいただきました。協議会の中でいただいたご質問は除き、いただいたご要望を、2つ記載しています。1つ目は「進学に特化したコースを1学級程度設置して、国公立大学等の文系と理系への進学に対応するということだが、少人数となっても、文系と理系別の講座を開設すること等を含めて、しっかりと対応してもらいたい。」、2つ目は「名張桔梗丘高校は、平成28年度は2・3年生のみ、平成29年度は3年生のみになるが、専門教科を指導する教員配置や部活動・学校行事の合同実施等を含めて、在校生の高校生活の充実に努めてもらいたい。」というご意見をいただいています。

最後に、「3 おわりに」についてです。「本地域協議会では、これからも伊賀地域全体の県立高校のあり方について、引き続き協議を進めます。協議にあたっては、多様な進路希望をもった地域の子もたちが地域の学校で学べるような環境づくりに留意することが必要です。また、中学校卒業者数が平成31年度以降に再び大きく減少することや、中学生の進路動向、進学ニーズ等を踏まえるとともに、小中学生及び保護者の進路選択への影響を勘案して、具体的な方向性を出せるよう検討を進める必要があります。なお、『特別な支援を必要とする子どもたちの県立高校への受け入れと支援』についても、地域全体の県立高校のあり方の中で、引き続き検討する必要があります。」と記述しています。

本日ご協議いただいた部分についても、次年度以降は、「地域全体の県立高校のあり方」の協議の中に入れていく形を考えています。今後、具体的な議論を行うために、「特別な支援を必要とする生徒の県立高校への受け入れと支援」については、当協議会委員の皆様の中の何人かで、他府県の状況を現地調査に行っていただくことも考えています。机

上の資料だけの議論ではなかなか難しい部分もあると思いますので、他府県への現地調査等も入れながら、協議を深めていく方向も考えています。

杉浦会長

資料5では、「平成24年度までの経緯」、そして、それを受けた「平成25年・26年度の協議の概要」について、皆様にご協議いただいた4つのテーマそれぞれに、ご意見等がまとめられています。その中でも、「当地域における中高一貫教育の実施について」は、本年度の協議で一定の方向がまとまりましたので、結論づけたという記述になっています。最後の「おわりに」については、本年度の協議を踏まえて、次年度は、どのような協議の方向性が求められるのかという記述になっています。

この資料5が「案」となっているのは、本日、委員の皆様からいただいたご意見等をこの資料5の案に加筆・修正することで、協議のまとめを作成していきたいということからです。

委員の皆様、この案をご覧ください、ご意見をいただきたいと思います。まず、1ページの「1 平成24年度までの経緯」と「2 平成25・26年度の協議の概要」の説明部分については、ご承知のとおりのことです。続く、「2（1）地域全体の学科の適正な配置について」の部分について、3つのご意見を記載していますが、ご意見やご指摘はありますか。

それでは、2ページ目をご覧ください。「（2）特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援について」には、本日たくさんのご意見をいただきましたので、空欄の「○」のところに加筆していくこととなります。資料5の案では、これまでにいただいたご意見を集約して、5つのご意見として記述していますが、これについてはいかがでしょうか。

本日、新たにいただいたご意見は加筆し、まとめとして確定する前に、委員の皆様にご改訂版をお送りしてご確認いただく機会があります。今日言ったにもかかわらず、載せてほしいのに抜けていたというご意見に関しては、その際にご指摘いただくこともできますが、前回までにいただいたご意見について漏れなどはないでしょうか。

杉生委員

まとめのところで、これまでに出示されたいろいろな意見を書いていただいて、今日のいろいろなお話も書いていただいたと思いますが、特別な支援を必要とする子どもたちの進路について、特に中学校の校長先生からいろいろなご意見が出ました。

当協議会でなかなか具体的に話が出てこない原因は何かと考えると、例えば、資料8ページの参考資料1に「2 特別支援教育の現状」として「（1）枠組みについて」書いてありますが、特別支援教育は、幼稚園を含めてすべての学校で、また、対象も障がいのある子だけではなく、すべての子どもに対して必要な支援をするということです。ここで確認していただきたいのですが、「特別支援学校」は、対象者が「肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、病弱・身体虚弱、知的障がい」の5つに限られています。中学校を卒業してどのような進路を選択するかというときに、伊賀つばさ学園という特別支援学校へ来ていただく子どもたちがいますが、伊賀つばさ学園は「肢体不自由」と「知的

障がい」の子どもたちを受け入れると決まっていますので、この5つの障がいの中でもそれ以外の障がいの子どもたちは基本的には入れません。

ところが、幼稚園から中等教育学校までの大きい枠の中では、5つの障がい以外にもいろいろな障がいの種別があります。特に今、中学校の校長先生方が盛んにおっしゃるのは、「知的障がい」を伴わない「自閉症」、「高機能自閉症」といった子どもたち、コミュニケーションが不得手な子どもたちが、高校へ行っても勉強が続けにくかったりするということです。それと、「情緒障がい」の子どもたちです。その子どもたちは、伊賀つばさ学園にも行けないし、地元の県立高校にも入れないので、伊勢の私立学校や奈良あるいは大阪の私立学校へ行かざるを得ないという訴えだと思えます。

その課題を伊賀地域としてどう解決するかというのは、当地域の定時制の改編を含めて、「地域全体の学科の適正な配置」の中で考えなければなりません。三重県の北勢、中勢、南勢にはある昼間定時制高校が伊賀にはありません。夜間定時制への進学希望者数は少ないですが、例えば、午前に学ぶ、午後に学ぶ、夜間に学ぶという3部制の定時制高校、「緩やかなカリキュラム」をつくって、その子どもたちが4年間という長いスパンでゆっくりと学び育つというのは、可能性としてはあると思えます。伊賀地域の各県立高校も、非常に努力されていますが、北勢、中勢、南勢にある昼間定時制高校は、そういった子どもをたくさん受け入れて卒業させている現実があります。

伊賀地域の県立高校の活性化については、午前・午後・夜間の3部制の定時制高校をどこにどのように設置するかを議論することが、一番早いのではないかと思います。

個人的な私の考えを申しますと、定時制が現存する上野高校と名張高校は、通学の便も非常にいいので、ここに昼間定時制を置いていただくのが一番いいのではないかと思います。

もう一つは、三重県教育委員会の課題です。各学校の努力あるいは地域の努力で解決する課題と、県教育委員会がどうするかという課題があります。例えば、大阪の公立高等学校は、知的障がいの子どもの枠をつくって、特別な指導をして高校生として受け入れて卒業させています。これは大阪府教育委員会の方針です。

愛知県の高校への進学率は三重県よりおそらく低いと思えます。そして、愛知県は特別支援学校の高等部の定員が非常に多く、廃校になった高等学校の空き教室に、特別支援学校の高等部だけを設置して多くの生徒を受け入れています。高等部だけの特別支援学校1校で200人、300人定員の学校がざらにあります。静岡もそうです。それは、県の教育委員会や府の教育委員会が方向を定めてやることであると思えます。

また、もう一つ大きいのは、文部科学省がこれからどうするかということです。現在は、特別支援学校の対象を5種類の障がいとしています。この5つの種類に「情緒障がい」を加えることはどうかということについては、文部科学省の検討課題だろうと思えます。特別支援学校で「情緒障がい」の子どもたちを受け入れるときに、例えば、伊賀つばさ学園はいっぱいになりますから、高等部だけの特別支援学校を伊賀に一つつくるかどうか、これは伊賀の課題になると思えます。それをどこが所管するかという部分を少し整理して、次年度は、ぜひ伊賀地域の課題として「特別な支援を必要とする子どもたちの進路」と「学科の適正配置」を一緒にして、3部制の定時制高校の設置について、具体的に検討していただいたらどうかと思えます。

杉浦会長

先ほどのご意見は、本日の協議でいただいたご意見として加えさせていただくということによろしいでしょうか。何が課題かということと、何を克服しなければならないかというあたりについて、ご意見をいただき、克服のためのアイデア等もいただいたのではないかと思います。

8ページの参考資料1に記載されている特別支援教育の枠組みについては、大きなことで、文部科学省が取り組まなければならない課題ですが、現在は、特別支援学校の対象となっていない「情緒障がい」等の子どもたちの受け入れについて、伊賀地域ではどうすればよいのか、どこが受け入れるのかという具体的な議論を、定時制の統廃合等も含めて検討していかなければならないというご意見であったと思います。

資料5の2ページについて、漏れているご意見、追加するべきご意見等がありましたらご発言いただきたいと思います。

辻委員

内容についてはありませんが、(2)の4つ目の「現行制度の中では」という文章が、日本語として前と後が合致していないと思います。「義務教育である小中学校には人材配置・施設・設備等の法的措置があるが、高校にはない」ということだと思います。「加えて、高校ではこういう課題がある」という日本語のほうがよいと思いました。

また、今日の議論の中で出た意見として加筆する必要があるのは、「現行制度の中ではある程度限界があるので、県として抜本的な改革等を考えていく必要がある」というご意見ではないかと思います。

事務局

4つ目の文章については、ご指摘のとおりと思いますので、修正させていただきます。これまでにいただいたご意見を簡潔にする中で、このような表現になってしまったのかと思います。また、本日いただいたご意見についても、加筆していきたいと思います。

杉浦会長

続いて3ページの「(3) 当地域における中高一貫教育の実施について」の記載は、当地域協議会として結論づけるところまでを文章化してありますが、この内容、表現についてはいかがでしょうか。

加藤委員

このまとめに記載してほしいということではなく、次年度の協議に向けた意見です。平成28年4月の名張青峰高校の開校に向けた次年度の準備作業にも関係しますが、特に伊賀地域の課題となってきているのは、この伊賀地域の特別な支援を必要とする子どもたちや、進路保障、大学等への進学等を目指す子どもたちが、津あるいは大阪地域の高校等へ出ていくことです。その課題を克服することが、新しく開校する名張青峰高校の1つの課題であると認識しています。準備事務局としては、そのための広報活動など

も一所懸命させていただきますが、当協議会の場でも、そういった地域の課題と新高校の役割をぜひ共通理解いただき、次年度も協議を進めていただきたいと思います。

杉浦会長

加藤委員のご意見については、3ページの「3 おわりに」の部分に、「当協議会で新高校の学校像をつくただけでなく、新高校の目的に沿った成果の部分まで追跡し、協議を深めていく必要がある」という内容を記載をしていくほうがよろしいですか。

加藤委員

今年度は、そういうことについてあまり議論していないと思いますので、ここに記載していただくのはいかがかは判断できませんが、次年度もぜひそのような共通理解のうえで協議を進めていただければと思います。

事務局（宮路教育改革推進監）

先ほどのご意見につきましては、冒頭で、事務局からもお願い申し上げたところです。資料5の「3 おわりに」の記述の中で、「協議にあたっては、多様な進路希望をもった地域の子どもたちが地域の学校で学べるような環境づくりに留意することが必要です。」という記述が、先ほどの趣旨を包括していると考えています。特別な支援が必要な子どもたちも含めて、「地域の子どもたちが地域の学校で学べる」ということを目指して進めてきた協議であり、当地域協議会として共通理解したうえで、次年度も協議を進めていきたいと考えています。

杉浦会長

当協議会の中で、両校の統合と新高校の学校像等についても協議してきました。当地域協議会の委員は年度で交代していくこともありますので、協議のまとめの中には「名張青峰高等学校」という具体的な高校名の記載があったほうがよいという意味も含んだご意見ではないかと思います。委員の皆様は、どのようにお考えでしょうか。

名張新高等学校については地域の興味・関心も高く、ワーキング会議からの情報発信を含めた検討状況等の報告に対して、委員の皆様からのご意見もいただいてきたと認識しています。

事務局

平成22年度から協議を続けて、新しく開校する高校であり、当協議会としても、とても大切な高校であると考えていますので、先ほどのご意見は、「2（4）名張新高等学校（名張青峰高等学校）に係るワーキング会議の検討状況について」のところに加筆したいと思います。

杉浦会長

それでは、「2（4）」と「3 おわりに」の3ページ全体を通して、何かお気づきの点はありませんか。

資料5の3ページから後は、当地域協議会の委員名簿等です。委員の皆様の所属やお名前に間違いがありましたら、事務局までご連絡いただきたいと思います。

この資料5「平成25・26年度の協議のまとめ(案)」について、他にご意見がないようでしたら、事務局と私が、皆様から本日いただいたご意見等を反映し、修正したものを作成して、後日、皆様にご確認いただいたうえで、「平成25・26年度の協議のまとめ」とさせていただきます。委員の皆様それぞれでご了承いただけますでしょうか。異議はございませんか。

それでは、本日、予定していました報告事項、協議事項は以上となります。委員の皆様ご多忙の中、そして、いつも遅い時間にもかかわらず、本年度は4回にわたり、それぞれのお立場から活発にご協議いただき、進行にご協力いただきましたことを、改めてお礼申し上げます。次年度も、引き続きよろしくお願い致します。

それでは、以上で本日の協議を終了し、進行を事務局に返します。

事務局（宮路教育改革推進監）

長時間にわたり、また夜分遅くまでご協議いただきありがとうございました。また、本年度4回にわたりご協議いただいたことを、改めて御礼申し上げます。

本日の協議においては、「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高校への受け入れと支援について」の協議が中心であったと思います。上島委員が言われたように、一番大切なのは、将来の社会で生きていく子どもたちにとって何が一番いいのかということ。を常に考えていくことだと思っています。高校へ進学して学ぶこと、別の機会で何かを学ぶことと、いろいろな学びの機会があると思います。それぞれの子どもたちに、それぞれの違いがあることを含めて、次年度は、さらに協議を深めていかなければならないと思います。

また、本日、杉生委員からご意見をいただきましたように、制度的な部分を含めて、論点を絞っていかなければならないということはもっともだと思います。次年度の協議では、制度そのものを変えることが必要か、現行制度の中の運用で子どもたちにとって最適な形をつくっていくことがよいのかと、さらに協議を深めていく必要があると思います。

本年度の協議会は、この第4回で終了となりますが、次年度も引き続きお世話になると思います。所属を代表してご出席いただいている委員もみえます。各所属組織内で当地域協議会での協議内容を情報共有していただくとともに、もし各所属組織からの委員交代がある場合には、ここまでの協議の経緯等を丁寧に引き継いでいただいて、次年度の協議をさらに深めていけるよう、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

事務局

最後に、2点だけ事務連絡をさせていただきます。

1点目です。旅費等についての書類に押印もしくはご署名をいただいている方は、お帰りの際にいただければと思います。また、学校関係の方につきましては、開催案内に書かせていただきました方法により旅費の請求をお願いします。

2点目です。先ほど、会長からもありましたが、今回いただいたご意見等を踏まえ、

【資料5】の（案）に加筆・修正したものを、会長と事務局で作成し、後日、委員の皆様にご確認いただくために、郵送させていただきたいと思います。その節はよろしくお願ひします。

以上でございます。その他、何かございませんか。

それでは、これをもちまして、第4回伊賀地域高等学校活性化推進協議会を閉会します。本年度もありがとうございました。